

ヴァイマル期の一知識人

——ヘルマン・ヘラーの政治思想——

山 崎 充 彦*

「政治的教養なしには、また理論的準備なしには、偉大な政治は不可能である。万事においてそうであるように、政治においても、人間全体の価値が問題である。」

(トマーシュ・G・マサリク)

目 次

- 第1章 ヘラーとヴァイマル共和国の危機
- 第2章 ドイツ国家学の批判と継受
 - 1. ドイツ国家学の系譜におけるヘラー理論
 - 2. ヘラーのケルゼン批判
 - 3. ヘラーにおける「決断」～シュミット批判
- 第3章 新しい政治学をめざして
 - 1. 現実科学としての国家学
 - 2. ヘラーの国家認識
- 第4章 理論と実践の狭間で

第1章 ヘラーとヴァイマル共和国の危機

ヘルマン・ヘラー (Hermann Ignatz Heller) は、1891年7月17日、当時のオーストリア＝ハンガリー帝国領テッセンのユダヤ人の家系に生まれ、

*本学非常勤講師

キーワード：ヴァイマル共和国の危機、ヘルマン・ヘラー、ドイツ国家学、反ファシズム、理論と実践

第一次世界大戦に従軍した経験を持つ「塹壕の世代」に属する。

1920年3月13日のカッ普一揆に際して、彼は、G・ラートブルフと共に、反一揆の立場で活躍した。故に、二人は一揆派に逮捕され一旦は死刑宣告を受けた。もし一揆が成功していたら、彼らは処刑されていたであろう。¹⁾

ヘラーがヴァイマル共和国に敵対する勢力と「生命を賭して」闘ったのは、このカッ普一揆の時と、1932年7月20日の中央政府首相パーべンによるプロイセンの社会民主党ブラウン政権罷免事件の時である。この時、ヘラーはプロイセン側の代理人を務め、中央政府側の代理人カール・シュミットと、ライプツィヒの国事裁判所で対決した。ヘラーはこの裁判を単に法律的なものではなく、ヴァイマル・デモクラシーか独裁かという、政治的意味を帯びたものであると捉えていた。彼は、法廷で中央政府の措置を厳しく非難し、その激しさ故に、しばしば裁判長から注意を受け、また彼自身の心臓も病んで行った。²⁾

こうしたヴァイマル共和国擁護の実践的行動の背景にある、ヘラー自身のヴァイマル共和国への問題意識は如何なるものであったのか。

ヴァイマル憲法は、当時世界で初めて社会権を明記した憲法であり、古典的自由主義（自由放任主義）に対する修正という意味で、社会的要素も採り入れられてはいたが、基本的には、自由主義経済体制を前提とする憲法であった。従って、当時の多くの急進的社会主義者たち、例えば独立社会民主党やドイツ共産党に属する人々は、ヴァイマル憲法を、「ブルジョア的」であるとして敵視した。左翼と右翼とが言わば「共闘」する形で攻撃の標的にしたのが民主主義的・自由主義的ヴァイマル憲法であり、これに基づく体制であった。「反ヴァイマル」という世論形成に、左翼が果たした積極的役割は、今日否定できるものではない。ナチの抬頭を許してしまった責任が、（右翼のみならず）左翼にもあると言われるのは、かかる意味においてである。

ヘラーもまた、ヴァイマル憲法が多くの点で妥協的性格を帶び、決して完璧なものではないとの認識を抱いていた。だがそれだけに留まるものではない。彼の眼には、ヴァイマル憲法が妥協の産物であるからこそ、古典的自由

ヴァイマル期の一知識人

主義や左右の急進主義だけに囚われる事のない、幾多の可能性を内包したものであると映った。その意味において、この憲法は、創造力を持つ社会の様々な勢力に、未来を形づくる為の自由を与えるという不可欠な「枠組み」である、これがヘラーの憲法に関する基本認識である。³⁾

こうした基本認識を前提としつつ、彼は「ヴァイマルの危機」が何に起因すると分析していたのであろうか。これについて、二つの側面から考えよう。

まず一つは、政治的側面である。彼はヴァイマル共和国における政府の脆弱さを問題とした。いわゆる「世界觀政党」が乱立し、選挙制度が比例代表制であれば、必然的に小党分立となり連立政権を組まざるを得ない。その連立政権といつても実際に出現するのは、「同質性をもった少数派」か或は「非同質的な多数派」のいずれかとなってしまう。これでは政府が強力な指導力を発揮出来ず、民主主義に本当に必要な「共同の討論」の基盤も危うくなる。

こうした点にドイツの政治的現実の弱点を見ていたヘラーは、論文「政治的民主制と社会的同質性」(1928) を執筆して、これを警告する一方で、早くから労働者教育に積極的に従事し、それによって些かなりとも同質性の確保が可能との期待を抱いた。

彼の考える、議会主義の精神史的基礎は「共同の討論の為の基盤への信仰」であって、暴力の行使を止めたうえで敵対者との一致点を見いだそうすることである。この様な「同質性の意識が無いところでは、討論のための政党は命令のための政党と化してしまう」のである。ヘラーのいう社会的同質性とは、決して対立している社会構造そのものの廃止を意味するのではない。それは「一つの社会・心理的状態であり、その中で存在する対立状態や利益闘争は（窮屈的には）常に我々という意識によって結び付けられている」(PDSH.GS.2,S.427.101頁) のである。⁴⁾

こうした同質性の上に立った政治を運営する場合にヘラーが力説したのは、「社会的デモクラシーへ信仰告白した市民 (Bürger)」への期待であった。

彼は、資本主義社会の中で「自分の社会的・政治的安全を確保することに奔走する」(BB.GS.2,S.629.166頁)ブルジョア (Bourgeois) と市民とを区別している。市民とは彼によれば「ヨーロッパ文化圏の眞の価値を知る者」であり、これは利益のために盲目になり、伝統を忘れ、精神から逃避したブルジョアとは明確に異なる。彼は、この市民にこそ期待をかけ、市民によつて担われる議会を理想と考えた。⁵⁾

ヘラーが、理想化された「市民」の概念を想定し、あくまで彼らを基盤とする議会主義的手続を主張したのに対し、同時代人のカール・シュミットは議会主義批判を展開した。

「公開性と討論とが、議会運営の現実において、空虚で、無価値な形式的手続きになってしまっているとするならば、十九世紀に発達した議会は、その従来の基礎と意味とを喪失している。」⁶⁾

シュミットは、議会が諸党派の単なるお喋り機関、或は、形式的承認を与えるだけの機関に成り下がっており、その最悪の事例がヴァイマル体制下の議会であると診た。こうした議会に代わるものとして、大衆の喝采とそれを基盤とする「主権的独裁」を想定したのがシュミット理論である。

この二人に共通するのは、「二十世紀に於ける議会主義の危機意識」である。形式化した十九世紀的古典的自由主義とそれを基盤とする議会制は、プロレタリアートの抬頭に直面した二十世紀社会には時代遅れと化している、従つて議会の意義と役割も、時代に沿つて考え方を直さねばならぬと言う立場であった。

シュミットとヘラーは共通して以上のような認識をもちながら、両者が決定的に違うのは、シュミットにおける自由主義と議会主義の同一視である。こうした同一視によって、彼はこの双方を批判し、民主主義と独裁とが必ずしも矛盾する概念ではない、という結論を導き出した。自由主義と民主主義とを区別し、民主主義の特徴を「治者と被治者との同一性」に見た彼は、議会に「多様性における統一」の創造を期待しなかった。むしろ、国民と政治指導者とが喝采によって直接に結びつく体制こそが、眞の「民主主義」であ

ると主張したのがシュミットであった。⁷⁾

これに対し、ヘラーは、「危機の状態にあるのはただ民主主義の議会主義的技術だけである」(PIG.GS.1,S.330. 103頁)として、議会主義の危機への解決策をあくまで議会主義擁護の方向性から導き出そうとした。彼は、シュミットとは異なって、議会に「多様性における統一」の機能を期待した。議会を通じてのみ、国民意思を見ることが出来、議会以外の制度に民主主義の基盤を見いだすことは出来ない。シュミットとは異なり、「議会主義なき民主主義は全体主義的であり、民主主義なき議会主義は死せる形式」である、これがヘラーの認識であった。⁸⁾

ヘラーは、ヴァイマルの精神的危機を「統一的な社会観」の欠如という点に看ていた。⁹⁾ 中間市民層は、一方で、十九世紀の科学信仰の嫡児である実証主義的合理主義を信奉するかと思えば、他方、それとは逆に、合理主義への反発から非合理主義的な「英雄待望論」や「人種論」に傾倒する層もあった。この様な国民各層の思想的分裂とそれに起因するヴァイマル憲法への忠誠心の欠如こそ、ヘラーが問題にしたものである。「生まれずには生まれてきた子」であるヴァイマル憲法は、史的唯物論を信奉する左派からも、また右派からも攻撃され、頼みの綱となるはずの市民層はその多くが「理性の共和主義者」にしか過ぎず、共和国を積極的に擁護しようという姿勢はみられない。ヘラーは実践活動において、共和国を積極的に擁護する一方で、著書『国家学』において、「国家」を、「民族」・「階級」・「世論」・「法」などに還元する思考を批判した。これによって、思想的分裂を最小限にいく止め、「統合」の道筋を摸索しようとした。(SL.GS.3, S.239-305.213頁) この点に、世紀末以来の思想的転換の影響を受けながらも、それに対して距離を置く彼の姿勢を窺い知ることができる。

この、ヘラーの『国家学』が、ドイツの伝統的な国家学の中で、また、同時代において、如何なる意味を持ったのかについて次に述べる。

1) ラートブルフは、この時のヘラーの行動に大いなる感動を覚えたようである。

ヘラーもまた、危機的状況にあってラートブルフがヘラーを見捨てなかつたことは決して忘れることが出来ない、と二十年を経て書簡を寄せている。また、ヘラーの著書 *Die politischen Ideenkreise der Gegenwart* (1926) (安世舟訳、『ドイツ現代政治思想史』、御茶の水書房、1981年) はラートブルフに捧げられたものである。

Vgl. K. Meyer, "Hermann Heller. Eine biographische Skizze", in: C. Müller (hrsg.), *Der soziale Rechtsstaat. Gedächtnisschrift für Hermann Heller 1891-1933*, Baden-Baden 1984, S.65f.

なお、ヘラーとラートブルフの関係を論じたものとしては、Hans-Peter Schneider, *Positivismus, Nation und Souveränität. Über die Beziehungen zwischen Heller und Radbruch.* in: *Der soziale Rechtsstaat*, S.585f.

2) Vgl. Meyer, a.a.O., S.83f.

山口利男、「国家学の危機とヘルマン・ヘラー」 『政治学年報一九七三年』、岩波書店、所収参照。山下威士訳、「『プロイセン対ライヒ』(七月二十日事件) 法廷記録」(1)以下、『法政理論』(新潟大学)、第18巻第1号以下、1985年、所収参考。

3) ヘラーのヴァイマル憲法観については、次の二論文に端的に現れている。“Freiheit und Form in der Reichsverfassung” (1929), in: GS.2, S.371-377.

“Ziel und Grenzen einer deutschen Verfassungsreform” (1931), in: GS.2, S.411-417.

4) ヘラーは、同質性の基盤作りを提唱したのであり、ナチスの行った「強制的同質化」のように、精神の内奥にまで踏み込み、積極的忠誠を要求するという「同質性」を意図したのではない。これについては、Heller, “Politische Demokratie und soziale Homogenität” (1928), in: GS.2, S.421-433. 「政治的民主制と社会的同質性」、今井弘道・大野達司・山崎充彦編訳、『国家学の危機 一議会制か独裁か一』、風行社、1991年、96頁以下参照。

5) フランツ・ノイマンは「理想主義」に過ぎないとヘラーの市民への過度の期待を皮肉っている。Vgl. Franz L. Neumann, “Zur Marxistischen Staatstheorie” (1935), in: Wirtschaft, Staat, Demokratie Aufsätze 1930-1954, Baden-Baden 1978, S.138-139.

6) Carl Schmitt, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus* (1926), Berlin 1991, S.62. カール・シュミット、服部平治・宮本盛太郎訳、『現代議会主義の精神史的地位』、社会思想社、1972年、67頁。

ヴァイマル期の一知識人

- 7) シュミットの議会主義批判については、主として、以下の三つの文献で展開されている。Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus (1926), S.13f.; "Der Gegensatz von Parlamentarismus und moderner Massendemokratie" (1926), in: Positionen und Begriffe. im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles 1923-1939. (1940), Berlin 1988 S.59.; Verfassungslehre (1928), Berlin 1989. S.319.
- 8) ヘラーとシュミットの関係については、以下の拙稿を参照されたい。
- 「シュミットとヘラー～危機の時代における議会制と憲法」、初宿正典・古賀敬太編、『カール・シュミットとその時代、シュミットをめぐる友・敵の座標』、風行社、1997年、87頁以下所収。また、「法規範と政治的現実～ヴァイマル憲法の危機をめぐるカール・シュミットとヘルマン・ヘラー」、『人間・環境学』（京都大学大学院人間・環境学研究科）、第5巻、1997年、105頁以下所収。
- 9) こうした彼の危機感は、1920年代後半以降の著作の至る所でみられる。Heller "Die Krisis der Staatslehre" (1926), in: GS.2, S.2f. 「国家学の危機」、(『国家学の危機』、所収) "Bemerkungen zur staats-und rechtstheoretischen Problematik der Gegenwart" (1932), in: GS.2, S.249f. 「現代国家理論及び法理論の問題性に関する覚え書」、(『国家学の危機』所収) Staatslehre, hrsg. v.G. Niemeyer, Leiden 1934, in: GS.3, S.79f. 安世舟訳、『国家学』、未来社、1972年。

第2章 ドイツ国家学の批判と継承

1. ドイツ国家学の系譜におけるヘラー理論

「ドイツ国家学の批判的継承者」、これが「国家学者としてのヘラー」を形容する文言である。彼は、一方で、ゲルバー (C.F.von Gerber 1823-1891) によって基礎付けられ、ラーバント (P.Laband 1838-1918) によって完成され、ケルゼン (H.Kelsen 1881-1973) に至った、法実証主義的国家学と、他方、トライチケ (H.von Treitschke 1834-1896) やシュミット (C.Schmitt 1888-1985) に代表されるような政治的国家学の双方を批判した。

トライチケらにみられる政治的国家学にあっては、政治学と現実の国家権力との緊張関係が喪失し、国家への無条件的・絶対的讃美が展開された。権

力の目的と意味の探究などは非学問的であるとされ、法は権力の単なる命令にすぎないとされた。ヘラーはかかる説を「盜賊団と国家との区別は見出し難くなつた」(KS.GS.2,S.8. 7頁) と揶揄した。この「政治の為の政治」を指向する立場は、その後もっと先鋭的な形で復活してくる。これが後に述べるシュミット理論である。

これと対極に位置するのが、法実証主義的方法論による国家学である。

「もはや三月革命の時代の子ではなかつた」¹⁾ ラーバントの理論は、それ以前まで支配的であった歴史的・哲学的国家観に代わって、法律学的方法論に立脚した理論であった。²⁾ この方法論によって、彼は、国家法と現実の国家生活との関連を切斷し、社会的事実を欠いた論理実証主義的操作のみによつて国家を考えようとした。³⁾

ラーバントが国家の法的側面にのみ眼を向けたことの背景には、十九世紀ドイツの政治的事情が影を落としている。第一に、多くの領邦国家に分裂し、統一的なドイツ国家なるものが想像上の存在でしかなかった時代から、1871年のドイツ帝国成立とドイツ帝国憲法と言う体系性を持った実定法の出現という時代、こうした転換点に生きたのがラーバントであり、彼の理論は、法律学的方法論の必要性が強く要求された時代に最もよく合致したのである。⁴⁾

第二に、王権論者から労働者階級に至るまで種々の勢力が対立拮抗する当時のドイツにあっては、「国家像の中に理念的・内容的なものを盛りこむことは、国家自体を紛争の渦中に巻き込み、国家の統一性を危うくするもの」⁵⁾ という事情があった。ラーバントの法律学的方法論は、「形式へ依拠することによって、政治理念の曖昧な憲法状況のジレンマの中で国家哲学とか政治問題との対決を回避することに役立つ」⁶⁾ ものであり、これにより、微妙な政治問題に直接関与することなく、形式的に法学的結論を導き得た。ラーバント理論が、ビスマルク帝国の法的安定に寄与したと言われる所以である。

このラーバントの理論を受容しながらも、新基軸を打ち出し「ドイツ国家学の集大成」を為し得たのが、イエリネック (G.Jellinek 1851-1911) である。

ヴァイマル期の一知識人

イエリネックは、ラーバント以来の法学的方法論を継承しつつも、「国家学は、国家をその存在の全側面から研究しなければならない。……国家は、第一に、社会的形成物であり、次に、法的制度である」⁷⁾と主張して、従来のドイツの国家学が眼を向けてこなかった法学的方法論以外の methodological approach を国家学に導入する道を拓いた。こうした国家の持つ側面に対応して、国家学も、國家社会学と国法学から構成されることになるが、イエリネックは、一般国家学を考えるにあたって、国家社会学と国法学との関係のみを問題にしたのではない。彼は、「社会的国家学が研究すべき静的国家秩序と国法学が研究すべき国家秩序の法規とを全面的に認識するためには、補完的な政治的観察が必要である」⁸⁾と考え、政治的考察方法を国家学の中に導入しようと意図した。彼は、国法学がすべての政治的連関から眼をそむけ、規範世界と国家生活とを混同するようならば、「生活と現実的認識からかけ離れたまったくスコラ的学科となりかわる危険」⁹⁾を顧慮していた。

この「国家両面説」から成るイエリネックの国家論は、その多面性故に、後の世代の論者たちによって、批判的継承を含め、様々ななかたちで受け継がれていった。そうした批判的継承者の一人が、ケルゼンであった。

2. ヘラーのケルゼン批判

イエリネックの法学的方法論を受け継いだケルゼンは、法学的方法論至上主義という点ではむしろ、ゲルバー・ラーバントの路線を歩んだ。ヘラーの理解によれば、ケルゼンは「論理実証主義の遅く生まれた後継者であり、社会学的視点や価値からも疎遠なラーバント主義の綱領をその帰結まで推し進める」(KS.GS.2,S.15-16.17頁) 者であった。

ケルゼンの methodological approach とは、法の考察にあたって、一切の政治的・社会的視点を除去するという所謂「純粹法学」である。これは確かに、国家を考える際の法学的考察方法の一元性という点ではラーバントらの理論とも符合する。だが他面、彼の主張した「純粹性」は、「イデオロギーは実在を目かくしするものである」という表現にみられるように、法学のあらゆるイデオロギー

からの解放という点にその力点が置かれていた。

「(純粹法学は) 現存の社会的秩序がそれによって是認されたり、否認されたりするイデオロギーを供給することによって、何らかの政治的利益のために奉仕するようなことを排斥する。このことによって、純粹法学は伝統的法律学と最も鋭く対立することになる。後者 (=伝統的法律学) は常にイデオロギー的性格を有する。」¹⁰⁾

このように、ケルゼンは、ラーバントの法学的国家論が、現存する諸勢力の政治的対立を回避し、それが結局は、ビスマルク体制の「正当化理論」と化していったことを批判したのである。

ヘラーはケルゼンの method 論のどのような点を問題としたのであろうか。ケルゼンが主張するように「法学のドグマ的方法論が一般国家学の唯一正統な方法論となるならば、それは、多くの国家で妥当している法概念の集積」(KS.GS.2, S.9-10.9頁) に過ぎなくなり、その結果、国家学は、国家の本質・実在・統一といったような問題や国家の目的・正統化の問題、法と権力との関係についての問題などを締め出すこととなる、とヘラーはこのようにケルゼンを批判した。¹¹⁾

ヘラーにとって、法学と国家学とは如何なる関係を持つものであったのか。彼は、社会学者ハンス・フライヤーの影響を受けて、¹²⁾ 国家という現実形象を対象とする国家学を現実科学、法という意味形象を対象とする法学を意味科学として両者をはっきりと区別した。

ヘラーによれば、現実形象とは、「現実的諸力の絶えず変化する配置状況としての現実的な人間の運動」であるのに対し、意味形象は、「相対的に独自な思想の運動」(SL.GS.3, S.139.83頁) である。それ故、現実科学は、「行動を作用から観察し、現実連関をその対象とする」のに対し、意味科学は、「意味内容もしくは意味を分離させ、意味連関を出来る限りその実際の現実化と関連させることなく、その固有の法則性において研究するもの」(SL.GS.3, S.137.80頁) となる。

現実科学としての国家学が、国家をその社会的機能から、その社会的活動

ヴァイマル期の一知識人

連関から理解するのに対し、意味科学としての法学は、「その意味形象を、出来る限りその成立の現実的諸条件から完全に分離」(SL.GS.3,S.140.83頁)する。この「分離」とは現実の発生過程、つまり、時間・空間などからの分離であり、また、認識主体からの分離なのであるが、ヘラーがここで強調するのは、この分離の持つ「相対性」である。

「すべての法学的意味形象は、決して『純粹』な形式ではなく、絶えず現実の制約を受ける形式であり、その認識は決して『純粹』な意味科学とはなりえない。」

(SL.GS.3,S.140-141. 84-85頁)

従って、ヘラーによれば、国家学は現実科学であるのに対し、法学は現実科学的・意味科学的の両方の考察方法を必要とする。「全体的な法現象は、ただその社会学的・目的論的な関係への永続的展望によってのみ構成されうる」、これがヘラーの言う「法現象総体の幾何学」(KS.GS.2, S.22. 25頁)としての法学であれば、ケルゼン理論は論理学ではあっても法学ではなかった。ヘラーの眼には、「イエリネックの時代に夢であった脱政治化された国家学を無意味なまでに完成させた」ケルゼンこそは「国家を歴史的・政治的現実として否定する者」(SL.GS.3, S.149.96頁)と映ったのである。

さらにヘラーは、このような方法論を持つケルゼン理論の国家そのものに対する認識を問題とする。

ケルゼンは、「法は、国家と同じく、人間行態の強制秩序以外の何物としても認識されえない。国家は法そのものであり、それ以上のものでもそれ以下のものとしても把握されない」¹³⁾として、所謂法・国家同一説を提唱した。

これに対し、ケルゼンが国家を現実から離れた観念的規範体系として理解し、その上に「現在という時代の拘束を受けることは自明である法形態を超歴史的なものとして絶対化」(SL.GS.3,S.150.96頁)して国家を現実から離脱させ、「形式論理的な法」と同一化したことをヘラーは批判する。彼は、イエリネックの「事実的なものの規範力」理論を発展させ、「法による権力形成的性格」と「権力による法形成的性格」の両者を等しく考えた。これに

よって、法と国家の相関的共属の認識へと到達し、国家と法の区別のない統一性や架橋不可能な対立性という考え方を克服しようとヘラーは考えた。彼は、シュミットに対しては、規範としての「法による権力形成」を持ち出すことによって批判し、ケルゼンに対しては、実在としての「権力による法形成」を主張することにより、「憲法がその効力を論理的に妥当する力を欠いた規範（＝根本規範）から受け取る」というケルゼン理論の中心的論題を批判した。¹⁴⁾

ケルゼンの国家＝法同一説、その法体系の始源は論理的な仮説である「根本規範（Grundnorm）」であるが、ケルゼンはこれについて、次のように述べている。

「規範の妥当根拠の探索は、窮屈的で最高の規範が定立された時に終わる。それ（＝根本規範）は、より高次の規範に依拠するようなある権威によって定立されるものではないが故に、最高次の規範として仮定される。その妥当性はより高度の規範から導かれるものではなく、妥当根拠はもはや問題とはならない。このように、最高次のものとして仮定された規範を根本規範という。」¹⁵⁾

ケルゼン理論にあっては、法・国家が一種の仮説にしか過ぎない根本規範から形式論理的に導きだされ、「人間の意思による決断」が機能しない点をヘラーは問題とする。ヘラーの理解では、国家が完全に法に吸収されてしまっているケルゼン理論は、「法主体としての国家が主体としての法以外の何ものでもない」とされるので、法の定立と確保という法の実定性が欠如してしまう。

「ケルゼンの神秘的な『法の自己運動』は、結局、自己運動における法秩序の統一を基礎づける根本規範のところで終わってしまう。根本規範は、誤って述べられた規範を持たない国家意思であるから、ケルゼンの法には実定性の他に、なお規範性も欠落している。」(SL.GS.3,S.305. 289頁)

このように、ヘラーはケルゼンの国家なき国家学、法なき法学、規範性なき

規範学、実定性なき実証主義を批判した。

ヘラーはまた、ケルゼンについて次のようなことまで言っている。

「一切のアイロニー無しに、私は、ケルゼンが、国家学における論理主義的法実証主義を全くの留保を付けずに強調し、卓越した明敏さで貫徹することで、窮屈的には国家学における論理主義的法実証主義の不合理へとたち至ったことに、彼の最大の功績を見いだす。……ケルゼンの一般国家学は我々の時代の重大な危機といったものの典型的な表現であるとして考えられねばならない。」(KS.GS.2, S.24.27-28頁)

ここに至って、ヘラーのケルゼン批判はその極致に達した。

だが、ケルゼンの法認識からのイデオロギーの排除と、根本規範を頂点とする法段階説による概念法学の形式論理への批判は、現存権力の正当化理論と化した国法学に対する、またシュミット理論に見られる様な政治的国家学に対する、異議・反論としての役割を担ったという事実も併せて指摘していく。¹⁶⁾

3. ヘラーにおける「決断」～シュミット批判

国家を「組織体 Organisation」として捉えたヘラーは、決断の問題に行き着いた。ヘラーにとっての決断は、「倫理的法原則 sittliche Rechtsgrundsätze」に従って為されねばならず、法秩序の自律性を無視するものであってはならない。つまりは、「決断」の際、同時に「規範性」をも考慮する必要がある。彼は、これによって、国家の全能性に対して、歯止めをかけようとした。この点が、後に述べるシュミットとの相違点である。

では、ヘラーの言う「倫理的法原則」とは一体如何なる概念なのであろうか。これは実定法の基礎となるものであり、よきヨーロッパ文化に支えられたものであって、ケルゼンの根本規範のような論理的仮説ではない。ヘラーがこれについて述べているのは次の箇所のみである。

「倫理的法原則がもっぱら直接的に確実な法（または正義）感情に遡及せしめられるべきかどうか、または客観的な認識の確かさをもって合理

的に定式化しうる一つの最高の正義の原則から導きだされ得るものかどうかという問題、さらに先駆的な法原則が存在するかどうか、もし存在するとするならば、如何なる意味で存在するのか、如何なる法原則が普遍妥当的であり、如何なるものが文化圏に制約されているものなかどうか、というような困難な問題は、国家学はこれを法哲学に委ねなければならない。しかし、国家とその実定法の正当化の基礎をなすかかる倫理的法原則が存在するということは、現実科学としての国家学にとって既定の事実として承認されなくてはならない。」(SL.GS.3, S.334. 325頁)

これについて、加藤新平氏は歴史主義、新カント派、唯物史観などの様々な理論が群雄割拠する時代においては、「果たして法学者もどこまで、真に人々を納得せしめる仕方で、そして権力の正当性の倫理的基礎如何んといふ、この問題の持つ限りなく深刻な実践的意味にふきはしいやうな迫力と実効的内容とを以て、何らかの解決を与へ得るであらうか。……ヘルラーによって投げ返された問題は、法学者にとっても限りない苦渋にみちた問題となるであらう。今日はまさに『客観的』に正しい正義の原則といふやうな思想が最も不信にさらされてゐる時代である」¹⁷⁾と批判し、ヘラーのいう倫理的法原則の曖昧さを指摘している。

この倫理的法原則の曖昧な性格からして、ヘラーを結局のところ「新たな自然法論者」とみなす立場は多い。だが、G・ニーメイヤーは、ヘラーの倫理的法原則には自然法の実体を為すもの、つまり先駆的法規範の、人間の行態・時間・空間を超越する妥当性が欠落している、と指摘し、「彼の倫理的法原則は、すべての自然法のようにそれ自体すでに直接的にその実定性を要求するものではなく、社会的現実が倫理的法原則から実定化された法規を受け入れている間だけ、単に觀念的妥当性を持つ」¹⁸⁾と述べて、自然法とみなす見解を批判している。本稿では詳述しないが、ヨーロッパの歴史的伝統の擁護者を自認したヘラーは、反ファシズムの武器とはならないようと思えた論理実証主義を批判せんが為に、かかる伝統文化を背景にした命題を提示せ

ねばならなかった。そうしたところに彼の置かれた時代状況が如実に反映されている。

ケルゼン流の論理実証主義を厳しく批判し、イエリネックによって開拓された国家学へ政治学的考察方法の導入を推進したという点では、ヘラーもシュミットも共通点があった。¹⁹⁾ 従来の「国法学はここで終わるとしていた問題こそが、基本問題となった」²⁰⁾ のである。

しかしながら、シュミットが「例外状況に関して決断を下す者が主権者」²¹⁾ という主張を前面に押し出した時、ヘラーとシュミットは決定的に対立するようになる。ヘラーは、規範と決断とについて次のように述べている。

「憲法は、政治的統一体の様式と形態に関する規範定立としてではなく、『決断』として理解しなくてはならない、というC・シュミットの主張は、国家の根本組織法の規範的要素に対する彼の無理解から生じたものである。……ある任意の法律が規範化される前に、原理的に、規範定立者の政治的決断が行われていることは自明なことである。しかし、その下された決断が決断者自身に対してであれ、他の者に対してであれ、とにかく意思拘束的な効力を要求するや否や、それは規範として対象化されねばならない。」(SL.GS.3, S.379.381頁)

シュミットが「すべての法は状況法である」²²⁾ と述べて「例外状況」をいつのまにか常態化してしまったのに対し、ヘラーは「規範性なしには、如何なる決断も、行態の正常性、従って、その永続性も呼び起こすことは出来ない」(SL.GS.3, S.379.381頁) として、「決断における規範性」を重視している。そこには、後述するように、国家を組織として捉え、法秩序の自律性を重視した彼の理論的特徴がある、と言えよう。

こうしたヘラーの考え方は、既述の「権力が法を形成するという側面」と「法が権力を形成するという側面」との相関的共属の主張にも見られる。ヘラーは、「法」か「権力」か、「規範」か「意思」か、といった様な二者択一的な理論を、「国家的現実の弁証法的構造」を見誤った理論であるとして批判する。

ケルゼン理論を「権力が法を形成するという側面」を持ち出すことによって批判したヘラーは、シュミットに対しては「法が権力を形成するという側面」を持ち出すことにより、「憲法のある規範を持たない力の『決断』として理解することがなくなる」と主張した。では、その場合如何にして、「事実上の権力状況」が「相対的に永続的な権力状況」に転化されるのであろうか。彼は、これについて「権力保持者の『決断』が、少なくとも、権力服従者のある部分によって、当為的で、模範的ないしは拘束的な規範の効力を持つものとして、遵守されるという場合」であると考えている。シュミットが「まず、決断」と主張したのに対し、ヘラーが、「決断」と「規範性」との相関性を考えたのはこの点からも明らかである。

ところで、ヘラーが、議会は社会的に相対立する諸勢力が一つの妥協点を見い出す場である、という認識を持ったのに対し、シュミットは、対立する諸勢力の立憲的調整が政治的統一をもたらすとは考えていないかった。彼にとってこの政治的統一を実現するのは唯「決断」によるほかはなかった。民主主義は唯国民の意思にのみ依拠するのであって、それは理性や道徳とは無関係である、と考えた彼は、「治者と被治者との同一性」の問題を重要視し、「国民の喝采」によってこれを実現しようと意図した。「決断」とそれを支える「喝采」、こうした思考が、ナチス独裁を正当化する方向性を持ったものであったということは言うまでもない。故に、法実証主義に対する批判ではヘラーとシュミットは一致しながらも、時代に対する対応という点で、二人はまさに「仇敵」となった。

ヘラーは、シュミットに代表される政治的国家学に関しては勿論、それのみならず、実証主義の形式論理的な方法論は、（論者の意図とは離れても）「法と権力の同一化と、どの国家も法治国家である」（SL.GS.3, S.331.321頁）という思考を招来し、結果として現存国家の肯定に奉仕してしまう危険性を看ていた。

このような点について、J・ハロウェルは、ケルゼンらの「自称自由主義者たち」が「良心が事物の秩序において有効な役割を果たすことを否定し、

諸々の意思を理性と良心の裁断に委ねることを否定し……法を善悪の彼方に置いた」ので、「暴虐政治を悪なりと宣告すべき基準も意思も持ち合わせず、戦い守るべき思想も価値も持たない」²³⁾ ものであった、と指摘して、実証主義的思考様式のもたらした政治的・精神的罪渦を断罪する。

勿論、ケルゼン自身は、ヴァイマル民主主義擁護の姿勢を表明しており、²⁴⁾ 彼の法の認識に於ける「純粹性」という理論もまた、法学が特定の政治イデオロギーの侍女となることを避けることにより、ヴァイマル体制を法理論の面から擁護しようとする実践的意図があった。しかしながら、実証主義とそれに基づく「価値判断排除」の姿勢が、論者の真意はともかくとして、反ヴァイマルの諸陣営から利用される余地を残し、また、形式論理に縛られてそれに対する有効な対策を打ち出す意欲をそいだ、との批判が存在するのも事実である。

「ドイツでナチを生み出した諸勢力は、ドイツだけに特有のものでのなく、またなかった。民族社会主義、全体主義的独裁は、特に、民族的、地理的、或は一時的な変体ではない。同じような諸要因は西洋のあらゆる国民においても動いている。全体主義を発生させた精神的危機は、ドイツにとってではなく、西洋文明にとって特有の危機である。」²⁵⁾

このハロウェルの指摘は、ヘラーの問題意識にその源があったと思われる。²⁶⁾

二十世紀の精神的危機を実証主義に見ていたヘラーであるが、かといって、反「法実証主義」という点では一致していたシュミットと同一の立場に立つ訳にもいかない。²⁷⁾ その結果、ヘラーは、従来の方法論とは異なった方法論を導入した。以下では、彼の考える政治理論について述べる。

1) 上山安敏、『憲法社会史』、日本評論社、1977年、120頁。

2) 栗城壽夫、「十九世紀ドイツにおけるラーバント憲法学の社会的・政治的機能」、『法制史研究』、22号、1972年、33頁以下参照。

3) Vgl. Paul Laband, Das Staatsrecht des Deutschen Reichs, Bd. 1, Tübingen 1911, S. 84. 上山、前掲書、152頁以下参照。

- 4) 同書, 128頁参照。
- 5) 栗城, 前掲論文, 56頁。
- 6) 上山, 前掲書, 143頁。
- 7) Georg Jellinek, Allgemeine Staatslehre (1900), 3. Auflage. Siebener Neudruck, unter Verwertung des handschriftlichen Nachlasses durchgesehen und ergänzt von Walter Jellinek, Bad Homburg von der Höhe 1960, S.11. ゲオルク・イエリネク, 芦部信喜他訳, 『一般国家学』, 学陽書房, 1974年, 9頁。
- 8) Jellinek, a.a.O., S.15. イエリネク, 前掲訳書, 12頁。
- 9) Ebd., S.16. 同書, 12頁。
- 10) Hans Kelsen, Reine Rechtslehre, Einleitung in die rechtswissenschaftliche Problematik, 1. Auf., Wien 1934, S.18. ハンス・ケルゼン, 横田喜三郎訳, 『純粹法学』, 岩波書店, 1935年, 35頁。
- 11) ヘラーはこれについて、「国家的行為が法律と一致し, この法律が規範論理的に前提とされた憲法と一致したとしても, 単に, 合法性を基礎づけるだけであって, 決して, 正当化を為す正統性 (rechtfertigende Legitimität) を保障するものではない」とケルゼンを批判し, 「国家は, ある一定の発展段階において, 法を確保するために必要な組織である限りにおいて正統化される」と主張している。Vgl. Heller, Staatslehre, in: GS.3, S.331-332.
- 12) Vgl. E. Üner, "Jugendbewegung und Soziologie. Wissenschaftssoziologische Skizzen zu Hans Freyers Werk und Wissenschaftsgemeinschaft bis 1933." in: M.R. Lepsius (hrsg.), Soziologie in Deutschland und Österreich 1918-1945. Materialien zur Entwicklung, Emigration und Wirkungsgeschichte, Opladen 1981, S.141f.
Vgl. Meyer, a.a.O., S.307.
- 13) Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl., Wien 1960, S.330.
- 14) Vgl. Staatslehre, GS.3, S.297. 邦訳280頁参照。ebd., S.393. 邦訳396頁参照。

彼はここで, 「法 (Recht) と国家的意思権力 (staatliche Willensmacht) が相互に弁証法的媒介なしに対置されているかぎり, 法・国家の特質のどちらも, 正しく把握され得ない……法の権力形成的性格がなければ, 規範的な法の効力も, 国家権力も存在しないだろうし, 一方, 国家権力の法形成的性格なしには法の実定性もまた国家なるもの存在しない」と規定している。両者の位置付けについてはさらに, 「法の権力形成的性格は, われわれが憲法を, ある規範を持たない力

の『決断』として理解することを禁じている。事実上の権力状況が相対的に永続的な権力状態に転化するのは、……権力保持者の『決断』が、権力服従者のある部分によって、当為的で、模範的ないしは拘束的な規範の効力を持つものとして立ち現れるからこそ、遵守されるという場合である」と述べている。これが、シュミットの決断主義を批判しているものであることは言うまでもない。

また、権力の法形成的性格について、それは「(無内容な)憲法がその法の効力を単に論理的に妥当する力を欠いた規範から受け取り、さらにその内容を(根本規範によって設定された)憲法制定権威の意思行為から受け取るという見解を、排斥する」と述べて、ケルゼンを批判している。ヘラーのいう、法の権力形成性と国家権力の法形成性の両者によって、ケルゼンもシュミットも批判される。

- 15) Kelsen, a.a.O., S.197.
- 16) Vgl.C.Muller, "Kritische Bemerkungen zur Auseinandersetzung Hermann Hellers mit Hans Kelsen" in: Der soziale Rechtsstaat, S.694ff.
- 17) 加藤新平,『国家権力の正統性』,弘文堂,1950年,58頁以下。
- 18) G.Niemeyer, "Einleitung" in: Heller, GS.3, S.89.邦訳17頁。
- 19) ヘラーとシュミットは個人的にも親しい関係を保った時期があった。事実、1927年の復活祭をボンのシュミット邸で共に迎えているし、さらには、1928年のヘラーのベルリン大学助教授就任に関して、スメントが「政治的任命」であると非難したのに対して、シュミットはヘラーを擁護している。だが、ヘラーが「ヨーロッパとファシズム」を出版する頃から、ヘラーはシュミットの理論が「ファシズムへの門を開くもの」であると批判するようになり、遂には絶縁し、ヘラーはシュミットを激しく非難するようになる。こうした事情については、前掲拙稿「シュミットとヘラー～危機の時代における議会制と憲法」に述べたので、本稿では繰り返さない。
Vgl.Meyer, a.a.O., S.65f.
- Vgl.Paul Noack, Carl Schmitt, Berlin 1993, S.117f.
- 20) 樋口陽一,『比較憲法』,青林書院,1977年,181頁。
- 21) Carl Schmitt, Politische Theologie (1922), Berlin 1991, S.13. シュミット,田中浩・原田武雄訳,『政治神学』,未来社,1971年,11頁。
- 22) Ebd., S.19. Vgl.Heller, Staatslehre, GS.3,S.368.邦訳367頁以下参照。
- 23) John H.Hallowell, The decline of liberalism as an ideology, With particular reference to German politico-legal Thought, London 1943, p.107. ハロウェル,石上良平訳,『イデオロギーとしての自由主義の没落』,創元社,

1953年, 201頁。

- 24) Vgl. Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, 2. Auf., Tübingen 1929; "Verteidigung der Demokratie", in : *Blätter der Staatspartei*, 2. Jahrgang, 1932.
- 25) Hallowell, *ibid.*, p.120.ハロウェル, 前掲訳書, 224頁。
- 26) ハロウェルはプリンストン大学で, G・ニーメイヤーの指導を受けた。ニーメイヤーこそ戦後のヘラー研究の泰斗の一人であり, 1971年に刊行されたヘラー全集の編集者である。その点からして, ハロウェルは, いわばヘラーの孫弟子のような関係にある。事実, 『イデオロギーとしての自由主義の没落』には, 随所でヘラーの文言が引用されており, 彼はヘラーの問題意識を受け継いだ一人なのである。
- 27) Vgl. Wolfram Bauer, *Wertrelativismus und Wertbestimmtheit im Kampf um die Weimarer Demokratie. Zur Politologie des Methodenstreites der Staatsrechtslehrer*, Berlin 1968, S.352.

第3章 新しい政治学の確立をめざして

1. 現実科学としての国家学

これまで, ヘラーのケルゼン, シュミット批判を中心に述べてきたが, それでは, ヘラー自身は如何なる方法論によって国家学を構築しようとしたのであろうか。

初期のヘラーは, リット (T.Litt 1880-1962) の影響を受けて, 国家学を精神科学的に認識しようとする立場に立っていた。ところが, 1930年以降, フライヤー (H.Freyer 1887-1969) の「現実科学としての社会学」に傾倒し, この方法論が彼の国家学に多大の影響を及ぼした。

リットは, 精神科学を自然科学と対立するものと考えた。精神科学的認識は精神そのものの認識であり, 自然科学において, 主体と客体との関係が対立するものであるのに対し, 精神科学におけるその関係は, 弁証法的同一性をもつものとして把握されねばならない, という理解を持つに至った。¹⁾

これに対して, フライヤーは, 精神科学をめぐっては, ディルタイ (W. Dilthey 1833-1911) の「生の哲学」の伝統にたち帰って考えようとした。

ヴァイマル期の一知識人

そして、この生の概念を一たび導入すれば、リット流の精神科学と自然科学の二分法は崩れ、前者の認識過程にあっても、主体が客体と対立するということにならないか。客体が、それを認識する主体と現実に結びつけられている、あるいは、結びつけられて理解されねばならないのは、精神科学ではなく、第三の科学としての「現実科学」に他ならない。そう考えたのが、フライヤーである。²⁾

では、現実科学の対象は何か。それは、「社会形象」である。芸術作品や法律体系といった精神形象は、人間精神によって創造され、意味を持ってはいるが「生を持たない所産」であり、一度創造されるや否や客観的形式として人間に対抗する。これに対して、社会形象を構成するものは「自己の本質及び運命全体を担う人間」であり、それは、人間間及び人間中にあって常に「生成する形式」³⁾である。こうした思考によって、彼は精神科学と現実科学とを明確に区分した。

以上の様に、リットが自然科学と精神科学との二分法を考えたのに対し、フライヤーは、自然科学・精神科学・現実科学の三分法を主張した。この三分法によって、彼は社会学を自然科学でも精神科学でもない、現実科学として考える道を拓いたのである。

ヘラーは、このフライヤー理論の影響を受けてその国家学を構築した。

「すべての国家認識は、国家的生活が問題提起者をも常に包含しているというところから出発せねばならぬ。問題提起者は、その存在を国家的生活の中に組み入れられており、決してそこから脱出して生きて行くことはできない。国家は、問題を提起する主体に対して、空間的に対立する疎遠な客体ではない。この両者の関係の本質は、主体と客体との弁証法的同一性である。」(SL.GS.3, S.117. 54頁)

こうした点に、現実科学的視点で国家学を構築しようとする彼の意気込みが窺える。

無論、ヘラーによるフライヤー理論の受容は、決して無条件的で一面的受容ではなかった。むしろ、彼はフライヤー理論に独自の強調点を与えて、統

合しようと試みた。このことは、ヘラーが提起した、次の三つの問題設定に現れている。

まず第一は、「国家学は自然科学か、文化科学なのか」という問題である。人間は文化を持つ存在である、という点で他の動物と区別される。人間の形成物である「文化」に対して、「我々は、自然に対してとは根本的に異なった関係を持つ」(SL.GS.3, S.128. 69頁) のであり、人間の国家と社会は、自然科学的認識の対象とはならない。何故ならば、国家は「永遠の法則によつて秩序づけられた存在ではない」(SL.GS.3, S.127. 68頁) からである。文化科学の対象と課題は、「自然の変更が、人間の目的活動の表現と押印 (Abdruck) として解釈されるところではどこでも見出される」(SL.GS.3, S.126. 67頁) のである。ヘラーによれば、国家は人間の産物であり、「超人間 (übermenschliche)」的なものでも、「人間以下 (untermenschliche)」的なものでもない。(SL.GS.3, S.129. 70頁) その意味で、国家学はまず、文化科学である。

次は、「国家学は精神科学か、現実科学なのか」という問い合わせである。既述のように、ヘラーは、フライヤーの影響下で、意味形象と社会形象とを区分し、それに対応して、精神科学の対象は意味形象であり、現実科学の対象は社会形象である、と考えた。意味形象は、相対的に独自な思想の運動から理解され、そこにあっては「何事も起こらず、それは生起した出来事」にすぎない。これに対し、社会形象は、現実的諸力の絶えず変化する配置状況としての、現実的な人間の運動から理解され、それは「作用し、生起しつつある出来事」(SL.GS.3, S.139.83頁) である。この両者を同一視してはならない、というのが彼の主張であった。

ヘラーにとって、国家とは、「人間的・社会的な生活形態」(SL.GS.3, S.136.79頁) であり、人間存在から隔絶した「客観的精神」ではありえなかつた。「客観的精神は、(生きた人間の) 主観的精神としてのみ現実的」(SL.GS.3, S.131.73頁) であり、「国家をその精神的物理的実体である人間に對して、客体化しようとする試み」(SL.GS.3, S.136. 79頁) は厳しく批判

さるべきであった。同じく、統一体としての国家は、単なる法統一体以上の何物かである。解釈法学は、意味形象である法を、その成立の現実的諸条件、並びに、認識主体から分離した規範体系として理解しがちである。ヘラーにとって、「国家は社会形象」であり、その意味で、国家学は現実科学である。

最後は、「国家学は歴史科学か、構造科学なのか」という問題である。国家は、生起する歴史の一部分ではあるが、国家学は国家史ではない。むしろ、国家学は、国家を「歴史的構造として、そして、具体的な歴史的・社会的な構造の全体性の内部の一機能として」(SL.GS.3,S.145. 90頁) 認識せねばならない。国家は、歴史科学の論理的手段である「時間的継続性の範疇」をもっては認識されえない。それは「社会的な活動構造の同時的な相互的関係、いわば歴史の流れの横断面」(SL.GS.3,S.145. 90頁) からのみ把握される。シュルフターが指摘するように、構造科学としての国家学のみが、秩序づけられた作用連関、つまり「形態 (Gestalt)」である。国家は、社会にとってその活動の調整の必然的な「形態 (Form)」であり、しかも、その内容は、つねに人間による可変性という側面を包含している⁴⁾ その意味で、国家学は、当然に構造科学であらねばならない。

2. ヘラーの国家認識

こうした方法論に基づいてヘラーは国家を如何に捉えたのか。

「国家をそれを実現する人間から切り離されて独立した実在であると主張することをせずに、また国家を単なる虚構として説明することをせずに、如何にして国家を多元における統一として把握することができるか。」
(SL.GS.3, S.340.332頁)

これが彼の基本認識であった。その結果、国家を「組織 (Organisation)」として考えるに至った。

彼によれば、組織には、相互に必要な三つの要素が存在するという。

一つは、多数の人間の共同活動。二番目は、秩序の定立と確保。そして、特殊の機関 (Organ) の存在。この三つを前提にしつつ、「構成員と機関が、

一つの秩序を基礎として、統一的な成果の為に共同活動をすることにより」(SL.GS.3,S.342.335頁)，活動統一体としての組織という現実的統一体，即ち国家が成立すると彼は考えた。

構成員，法秩序，機関の「弁証法的協働」による構成によって，国家を，人間から独立した存在として，つまり有機体として考える立場や，国家を，例えば法のような，その諸契機の一つと同一視しようとする見解を，批判したのがヘラーの論理である。

国家を組織として捉えたヘラー理論の功績の一つは，ケルゼン，スメント，シュミットの諸理論のような，国家をその構成要素のどれか一つと同一視する見解を批判した点にある。「イエリネック以来，国家を統一体として把握する試みが，すべて，国家の一部分を国家と同一視する見解に終わったが，ヘラーが国家を組織として捉えることによって，これらの諸説を批判し，国家の統一性をはじめて論証した」⁵⁾ 点が重要なのである。

国家が法秩序と同一視されるようなケルゼン理論にあっては，国家問題は法問題に還元される。ヘラーの主張では，もし，国家的統一体が法規範によってのみ，与えられるものとするならば，それは国家の現実的把握とは言えない。現実に結合されていない個々人の意思が，法秩序を通して結合されるという側面をいくら持ち出しても，国家の存在を説明するには不十分である。というのは，規範秩序そのものが，現実的統一体を創りだすのではないからである。現実的統一体が成立する為には，規範を実定化するための機関の「決断」が必要である。ケルゼンの純粹法学のように，規範と決断とを峻別する見解は，国家の権力的性格の過少評価となる。⁶⁾

さらに，スメント理論のように，組織が構成員と，そして国家が国民と同一視されるならば，決断・活動統一体は，意思の統一体となり，国家問題は統合問題へと転化してしまう。国家という「組織」が継続的な行為能力を持ち得る為には，「強制的に統一され，かつ統一的に活動化される」ことが必要である。つまり，決断・行為能力を持った「機関」が存在せねばならない。スメントの統合理論のように，意思の統一化と制度的規制とを結びつけない

ヴァイマル期の一知識人

見解は、国家の技術的側面の過少評価となる。⁷⁾

といって、シュミット理論のように、組織がその機関と、また国家が権力執行機関と同一視されるならばどうなるか。決断・活動統一体は、単なる「決断統一体」となり、国家問題は純粋な権力問題になってしまう。組織の構成員が、たとえ彼らの利益が考慮されない場合にも、機関の決断に服従を強いられることがある。しかしそれは、事実上服従させられているまでのことであって、積極的服従行為とは言えない。ヘラーの言うように、すべての組織は、統制に当たって、被治者の同意を必要とする。シュミットの主権理論のように、決断と同意とを統一されたものとして考えない見解は、国家の共同体としての性格の過少評価となる。⁸⁾

以上のように、ヘラーのケルゼン、スメント、シュミットらに対する批判は、ヴァイマル時代の政治的現実に即した彼の学問的営為であり、その基礎には、以上のような彼の国家に関する基本的な認識があった。その意味で、ヘラーの国家学は、彼における「理論と実践」の接点である。⁹⁾

- 1) Vgl. Theodor Litt, Individuum und Gemeinschaft. Grundlegung einer Kulturphiosophie, 3. erw. Aufl., Leipzig-Berlin 1926, S.5f.
- 2) Vgl. Hans Freyer, Soziologie als Wirklichkeitswissenschaft: Logische Grundlegung des Systems der Soziologie, Leipzig-Berlin 1930, S.91. ハンス・フライヤー、福武直訳、『現実科学としての社会学』、日光書院、1944年、110頁参照。
- 3) Hans Freyer, Einleitung in die Soziologie, Leipzig 1931, S.3. フライヤー、阿閉吉男訳、『社会学入門』、二見書房、1946年、4頁以下。
- 4) Vgl. Wolfgang Schluchter, Entscheidung für den sozialen Rechtsstaat. Hermann Heller und die staatstheoretische Diskussion in der Weimarer Republik (1968), 2. Aufl., Baden-Baden 1983, S.271.
- 5) 安世舟、ヘラー『国家学』、未来社、1971年、訳者解説481頁。
- 6) Vgl. Heller, SL.GS.3, S.304f.
- 7) Vgl. Ebd., S.267f.
- 8) Vgl. Ebd., S.379f.

9) Vgl. Schluchter, a.a.O., S.275f.

第4章 理論と実践の狭間で

最後に、ヘラーにおける「理論と実践」の問題について言及することで、一応の締めくくりとしたい。

既に述べたように、ヘラーの目指したもの、それは「経験的」視点と「規範的」視点のどちらにも偏しない、この二つの視点を併せ持った「現実科学としての国家学 Staatslehre als Wirklichkeitswissenschaft」、その国家学を中心とした新しい「政治学 Politikologie」を構築することであった。その際、ヘラーの前に立ちはだかる困難な問題、それは、M・ヴェーバーの提起した社会科学における「価値自由の要請 Wertfreiheitspostulate」に如何に対応するか、ということである。

「経験科学は、人間に対して、何を為すべきかを教えることはできない。むしろただ何を為し得るのか、一事情によっては一何を欲しているのかを教えることができるだけである。」¹⁰⁾

このヴェーバーの命題は、場合によっては、科学が如何なる恣意的な目的にも奉仕するとの解釈も可能である。だが、ヴェーバーが提起した問題とは、学問に携わる人間が、価値をめぐって論議することにより、学問が持つ価値そのものを解明することの重要性である。学問と政治は相互に自律性と相補性を持つ役割関係にあらねばならず、そのためには、学問する者の政治からの自由と政治への自由が保障されねばならない。

ヴェーバーのいう「価値自由の要請」とは、価値に関する討議を不毛にしたり、無意味なものとすることではない。むしろ、評価をめぐる討議の意味を認識することこそ、ヴェーバーが欲したものである。彼の理論は、価値理念や関心を科学の世界から排除するものではなく、従って、「純粹」経験主義者が主張するように、科学的判断と評価的判断とを絶縁させるのではない。両者の関係は、距離をおいて保持されるべきであり、科学的に重要であるが

ヴァイマル期の一知識人

証明はできないもの（つまりは経験科学が前提とする研究者の価値理念などもそれに含まれるが）を意識し、明瞭に指摘し且つ考慮する、これがヴェーバーのいう「価値自由の要請」である。²⁾

ヘラーは、こうしたヴェーバー流の「価値自由の要請」に対して、「すべての政治的思考は決して価値自由 wertfrei にはなりえないが、より価値自由 wertfreier になることは出来る」(SL.GS.3,S.154.102頁) という言葉で応えた。

「価値自由になりえない」のかには、二つの意味がある。

第一は、ヴェーバーも批判したように、wertfrei の意味を、価値の問題から逃げ、純粹に「客観的」な立場、「純粹経験主義」を主張する立場に対して向けられた批判である。

「哲学とは統一としての世界に対する一切の思弁的な態度決定を意味する。従って、ただ内在的にせよ前提とされる世界像の全体連関の中に、国家的なものを思考によって秩序づけることなしには、いかなる政治学も考えられないのである。それ故に、まったく経験的で、その上反形而上学的な現実科学以外の何ものとも考えられない、かの政治学も、常にその固有の哲学と形而上学とを持つ。」(SL.GS.3, S.153.100頁)

このように、ヘラーは、全くの価値理念を排除してしまった「純粹」経験主義などありえないという結論に達した。その上で、ヘラーは、経験主義や価値相対主義への偏重を忌避して、次のように述べる。

「あらゆる所与の政治的立場を総括することによって、理論の価値自由性をより一層高めようとする試みは、まったくの誤りである。方向づけの可能性を相対主義的に加えていくことによって人々が辿りつくところは、方向性を見失う (Desorientierung) ということに他ならない。」(SL.GS.3,S.152. 99頁)

第二には、ヴェーバー流の「価値自由の要請」に対する批判である。ヘラーの理解によれば、政治的な「現実認識と評価とは、常に一体不可分に結びついている。」従って、政治の実践家のみならず、理論家もまた、「常に、そし

て不可避的に、多様な現在の諸傾向のなかで、どれが未来形成的なものとして妥当か、を決断せねばならない」(SL.GS.3, S.152f. 100頁) という認識に至った。政治学・国家学を考える場合、「価値判断なき存在判断も、存在判断なき価値判断」も忌避すべきである、というのが彼の立場であった。

ヘラーは、ヴェーバーとは違って、ファシズムの脅威が迫り来る中を生きた人であった。従って、「選び取らねばならぬ価値」がヴェーバーより遙かに明確であったに相違ない。だからこそ、彼は、ファシズムの抬頭を放置しかねない「悪しき相対主義」を批判しつつ、また同時に、ヴェーバー流の「価値自由」をも批判したのである。

だが、ヘラーは「価値自由」的な態度を全く捨てて、現実政治への直接的な介入を説いたのではなかった。

では次に、何ゆえに「より価値自由になることは出来る」というのか。

これは、どろどろとした現実の政治状況に対してのヘラーの姿勢を表している。政治理論は決して現実政治の侍女として機能してはならない。現実政治と関わりつつも、なお一步距離を置くこと、このことにこそヘラーが強調した「理論の相対的自律性」の主張なのである。

ヘラーにとって、政治的思考は政治的現実から解き放たれたものではありえないし、また逆に政治的現実に追随するものでもない。それは価値の問題を全く考えないという意味においての価値自由（没価値的）でもなければ、一党派のプロパガンダという意味で党派的でもない。彼は、そのいずれをも批判している。“engagiertes Denken”（政治と関わる）、これが彼の政治思想を表現する適切な言葉である。³⁾

ヘラーは、その理論の構築に当たり、ドイツの教養社会特有の問題点、つまり、ドイツの教養社会においては、人間の自由は、精神的世界にのみとどまり、政治的・社会的背景を持たない個人の内面世界での問題として捉えられる傾向を充分に認識していた。だからこそ彼は、現実から遊離して客觀精神だけを主張する理論や、例えば論理実証主義のような論理の自己陶酔に陥った（と彼が判断した）理論、さらには人間から離れた存在（例えば、民族、

人種など)に依拠するような理論を徹底的に批判した。

こうした批判こそが、「ドイツ知識人の宿命的病」からの救済であり、それが自己に課せられた使命であるとの認識を、ヘラーは抱いた。かかる批判なくして、ドイツに真の意味での民主主義は存立し得ない。ドイツの国家学を反民主主義の洪水や、道徳的代用概念(＝エセ政治神話)から解放することこそ民主主義への道であり、そこにドイツの輝かしい未来があると、ヘラーは信じたのである。

ヘラー自身は1933年晚秋に世を去った。

「今や、彼は亡命者的一群の中で、未来につながる国家・民主主義理論の創造者として、第一の地位を占める。今日のドイツの政治学の状況はヴァイマル共和国に於ける一人の民主主義的な国家学者(＝ヘラー)の業績の豊饒さのお陰である。」⁴⁾

「人間の精神にひそむ緊張を、单一化された体系のために解消しようとはせず、これをしっかりと擰もうとする力を持つヘラーは、政治的混乱期に於ける健全な精神の強い発言者である。」⁵⁾

ヘラーは、早くに亡命死したこともある、戦後になってからは舞台の主役たり得ず、長く忘れられた思想家であった。だが、1971年にオランダでヘラー全集が刊行されるなど、死後三十年以上を経て再評価の動きが顕著となり、研究文献も、シュミットやケルゼンほどではないにせよ、刊行されるようになった。

そもそも、人物を評価することには如何なる場合であろうとも、困難さを伴う。とりわけ、政治学・政治思想に関わった人間の評価は容易ではない。評価が全く二分されたり、時代の推移と共に、評価が逆転したりすることも稀ではない。忘れられたり、また発掘されて評価されたりと、人物評価は數十年あるいは数百年を経て、漸く定まってくる。ヘラーの評価も、またそうなのであろうか。

(完)

- 1) Max Weber, "Die 'Objektivität' sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntniss" (1904), in: Max Weber Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre. Vierter erneut durchgesehene Auflage, herausgegeben von Johannes Winckelmann, Tübingen 1973, S. 151. マックス・ウェーバー, 出口勇蔵訳, 「社会科学および社会政策の認識の『客觀性』」, 『ウェーバー 社会科学論集』, 河出書房新社, 1965年, 所収, 56頁。
- 2) ウェーバーの「価値自由」概念の持つ意味については, 安藤英治, 「マックス・ウェーバーにおける『客觀性』の意味」, 大塚久雄・安藤英治・内田芳明・住谷一彦著, 『マックス・ウェーバー研究』, 岩波書店, 1965年, 11頁以下に詳しい。
- 3) Vgl. Schluchter, "Hermann Heller. Ein wissenschaftliches und politisches Portrait", in: Der soziale Rechtsstaat, S. 49.
- 4) Bauer, a.a.O., S. 426.
- 5) G. Niemeyer, "Heller, Hermann" in: International Encyclopedia of the Social Science. ed. D.L. Sills, New York 1968, vol. 6. pp. 344-345.

なお, 本文中の引用において, 邦訳があるものは一応参照したが, 引用に当たっては原文と対照の上, 筆者の責任において改変した場合もある。

ヘルマン・ヘラー Hermann Heller の著作については以下のよう略号を用いて, 文中で表記した。なお, S.=全集版のページ数, 頁=邦訳書のページ数である。

GS=Hermann Heller Gesammelte Schriften 1-3, hrsg. von M. Drath, O. Stammer, G. Niemeyer, F. Borinski, Leiden 1971.

PIG=Die politischen Ideenkreise der Gegenwart (1926), in: GS.1, S. 267-412. 安世舟訳, 『ドイツ現代政治思想史』, 御茶の水書房, 1981年。

KS=Die Krisis der Staatslehre (1926), in: GS.2, S. 3-30.

「国家学の危機」, (今井弘道・大野達司・山崎充彦編訳, 『国家学の危機 一議会制か独裁か一』, 風行社, 1991年)

PDSH=Politische Demokratie und soziale Homogenität (1928), in: GS.2, S. 421-433. 「政治的民主制と社会的同質性」, (『国家学の危機』所収)

BSRP=Bemerkungen zur staats-und rechtstheoretischen Problematik der Gegenwart (1932), in: GS.2, S. 249-278.

「現代国家理論及び法理論の問題性に関する覚え書」, (『国家学の危機』所収)

ヴァイマル期の一知識人

BB=Bürger und Bourgeois (1932), in: GS.2, S.625-641.

「市民とブルジョア」, (『国家学の危機』所収)

SL=Staatslehre (1934), in: GS.3, S.79-410.

安世舟訳, 『国家学』, 未来社, 1972年。

Ein Intellektueller in politischer Krisenzeit

—Hermann Heller und die politischen Verhältnisse der Weimarer Republik

Mitsuhiko YAMAZAKI

Zusammenfassung:

Es ist wiederholt gesagt worden, die Weimarer Reichsverfassung sei die demokratischste Konstitution der Welt gewesen. Heute sieht man daß das NS-Regime aus der Weimarer Republik geboren wurde. Damit treten Entstehung und Zusammenbruch der Weimarer Republik in den Vordergrund der Probleme, d.h. die Fragen, ob sich die Demokratie auch in Deutschland einrichten lasse, und danach wie ein Intellektueller in einer politischen Krisenzeit leben solle.

Das Thema meiner Abhandlung sind die Betrachtungen Hermann Hellers über die politischen Verhältnisse der Weimarer Republik.

Hermann Heller wurde am Ende des 19.Jahrhundert geboren. Zum Zeitpunkt der Entstehung der Weimarer Republik war er sowohl als Theoretiker wie auch als Praktiker tätig, und beim Zusammenbruch der Weimarer Republik emigrierte er und starb später in Madrid. Allein diese äußeren Daten machen ihn zu einem Vertreter sui generis der Weimarer Zeit.

Heller hat das Besondere seines Beitrags zur Staatslehre in dem vermittelnden Weg gesehen, den er zwischen den Irrtümern eines ‘Rechtspositivismus’, der den Staat als mit dem Recht identisch betrachtet, von Hans Kelsen und den Fehlern eines ‘Dezisionismus’, der

ヴァイマル期の一知識人

durch die ‘Entscheidung über den Ausnahmezustand’ charakterisiert ist, von Carl Schmitt, gefunden zu haben glaubte.

Für Heller darf staatstheoretisches Denken sich weder von der politischen Wirklichkeit emanzipieren noch ihr verfallen, es darf weder wertfreies noch parteiliches sein, es muß vielmehr engagiertes Denken sein.